

一般社団法地域共生ライフアップ 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人地域共生ライフアップ（以下「この法人」という。）において事業活動を行う際の自主ルールとして関係者が遵守すべき倫理に関する必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の理事・職員（以下「役職員」という。）、事業参加者等に適用されるものとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第4条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重と法令等の遵守)

第5条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

2 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、規程、要領を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利得の禁止)

第6条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的利得の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 この法人の役職員は、この法人の事業の選定や監督に関わる団体の役職員との間に利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に利益相反に該当する事項について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 この法人の役職員は、この法人の役職員および社員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第11条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(役職員以外への対応)

第12条 事業参加者等によって適正に研究活動、及び社会的活動等が行われるよう、倫理に関する規程または要領を別途定めなければならない。

(規程遵守の確保)

第13条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2024年1月15日から施行する。